

目 次

津市訓令

津市職員研修規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

建築物の中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

開発行為に係る工事の完了

津都市計画公園事業の変更認可に係る図書の縦覧

津都市計画公園事業の変更認可

予防接種の実施

令和3年2月分津市農用地利用集積計画の決定

道路位置指定

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

津市上下水道事業告示

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業公告

松阪都市計画、三雲都市計画及び嬉野都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日
津市河内財産区議会議員選挙における投票所の決定
津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間
津市河内財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同
津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時
津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任
津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定
津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
津市河内財産区議会議員選挙における候補者 1 名の選挙運動に関する支出金額の制限額
津市河内財産区議会議員選挙における当選人
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員研修規程の一部を改正する訓令

津市職員研修規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を削る。

第 1 3 条中「前条の修了証書の交付を受けた者」を「第 4 条の規定による集合研修を修了した者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条を第 1 3 条とする。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 2 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社三重銀行」を削り、「株式会社第三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改める。

津市告示第 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 0 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真中山町自治会

三重県津市栗真中山町 4 3 0 番地 2

代表者 小柴 正孝

2 変更に係る事項

区域

変更前	本会の区域は、津市栗真中山町全域とする。
変更後	本会の区域は、津市栗真中山町全域とする。ただし、栗真小川町自治会の区域は除く。

3 変更年月日

令和 3 年 1 月 2 4 日

4 変更の理由

地縁による団体の区域の変更が、令和 3 年 1 月 2 4 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 4 4 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

地縁団体 森垣内

三重県津市森町 1 1 2 番地 1

代表者 久世 訓

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	谷井 忠 三重県津市森町 1 6 5 番地
変更後	久世 訓 三重県津市森町 1 1 2 番地 1

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市森町 1 6 5 番地
変更後	三重県津市森町 1 1 2 番地 1

3 変更年月日

平成 3 1 年 2 月 2 4 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成 3 1 年 2 月 2 4 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 2 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 3 年 2 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 3 年 2 月 3 日
アスト公共自転車等駐車場	1 4	令和 3 年 2 月 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 3 年 2 月 4 日
アスト公共自転車等駐車場	1 5	令和 3 年 2 月 4 日
アスト公共自転車等駐車場	1 6	令和 3 年 2 月 8 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 3 年 2 月 1 6 日
藤方地内	1	令和 3 年 2 月 1 7 日
西丸之内地内	1	令和 3 年 2 月 2 4 日
栗真町屋町地内	1	令和 3 年 2 月 2 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 26 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和元年津市告示第 157 号は廃止する。

令和 3 年 3 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成 28 年津市規則第 29 号）第 2 条各項に基づき市長が別に定める機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 18 年津市条例第 73 号）別表第 15 に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 2 に、同条例別表第 15 に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 3 に、同条例別表第 15 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 15 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 5 に定める。

第 1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

第 2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合

するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)又は(4)とする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び

検査済証

(4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 1(2)に掲げる書面

(4) 1(3)に掲げる書面

(5) 1(5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法

2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

津市告示第 27 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る建築物（平成 18 年 1 月 1 日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

令和 3 年 3 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

なお、3(2)の用途及び規模に該当する建築物の 4 の表中の(4)欄に示す特定工程に係る工事を終えたときの中間検査については、令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 新築（改築を含む。）の建築物で、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号（法別表第 1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）又は第 3 号に該当するもの

(2) 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）の床面積合計が 50 平方メートルを超えるもの又は一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）が 2 階以上の階にあるもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又

は工区の工事（中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含むものに限る。）の工程に係るものとする。

また、附属建築物（居室を有するものに限る。）が中間検査の対象となる場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
(4)	木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事）	壁の外装工事及び内装工事並びに小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁）を覆う工事

(注) 2以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。

また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終え

た部分の構造を主要な構造とみなす。

階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、(1)欄（鉄骨造）の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

5 適用の除外

下記の建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物
- (2) 法第18条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- (4) 法第85条第5項又は第6項の許可を受けた建築物（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）を有し、階数が2以下の建築物に限る。）
- (5) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時に、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物

津市告示第 2 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課	津市全域
政策財務部資産税課分室	
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

令和 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 9 年河芸町公告第 1114 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

東千里自治会

三重県津市河芸町東千里 759 番地

代表者 後藤 輝人

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷口 光順 三重県津市河芸町東千里 3058 番地 39
変更後	後藤 輝人 三重県津市河芸町上野 24 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 25 年 3 月 31 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 9 年河芸町公告第 1114 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

東千里自治会

三重県津市河芸町東千里 759 番地

代表者 駒田 弘一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後藤 輝人 三重県津市河芸町上野 24 番地
変更後	駒田 弘一 三重県津市河芸町上野 128 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 3 月 29 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市公告第 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 3 年 2 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字下モ田 3 1 1 8 番 1 の一部ほか 8 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
桑名市大字桑名 6 4 7 番地 9 5
太田 春代

津市公告第 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 4 ・ 4 ・ 4 号岩田池公園の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 26 号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
4・4・4 号岩田池公園
- 2 施行者の名称
津市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内 23 番 1 号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

津市公告第 27 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、下記のとおりに公告します。

令和 3 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 対象者の範囲

接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者

3 予防接種を行う期間

令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は次のとおりです。なお、当該場所は接種順位第一位の医療従事者等を対象とする時点のものであり、今後、追加、変更等を行う場合があります。

(1) 基本型施設

医療機関名	住所	電話番号
医療法人 永井病院	津市西丸之内 29 番 29 号	228-5181
国立大学法人 三重大学医学部 附属病院	津市江戸橋二丁目 174 番 地	232-1111
独立行政法人国立病院機構 三 重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番 地 5	259-1211
独立行政法人国立病院機構 三 重病院	津市大里窪田町 357 番地	232-2531

(2) 連携型施設

医療機関名	住所	電話番号
三重県立一志病院	津市白山町南家城 616 番 地	262-0600
医療法人思源会 岩崎病院	津市一身田町 333 番地	232-2216

医療法人 井上内科病院	津市久居井戸山町 7 5 9 番地	256-6665
医療法人倉本病院 倉本内科病院	津市下弁財町津興 3 0 4 0 番地	227-6712
K K C 健康スクエアウエルネス 三重検診クリニック	津市あのかつ台四丁目 1 番地 3	253-7426
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目 1 2 番 1 号	235-2125
三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町 3 4 0 番地 5	253-2000
独立行政法人国立病院機構 榊原病院	津市榊原町 7 7 7 番地	252-0211
医療法人暁純会 榊原温泉病院	津市榊原町 1 0 3 3 番地 4	252-1111
医療法人鳳林会 榊原白鳳病院	津市榊原町 5 6 3 0 番地	252-2300
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 1 6 号	221-5555
医療法人思源会 第二岩崎病院	津市一身田町 3 8 7 番地	232-2316
医療法人社団雄飛会 大門病院	津市大門 1 番 3 号	226-5525
医療法人暁純会 武内病院	津市北丸之内 8 2 番地	226-1111
医療法人緑の風 千里クリニック	津市河芸町東千里 6 番地 1	245-6111
みえ医療福祉生活協同組合 津生協病院	津市船頭町 1 7 2 1 番地	225-2848
医療法人 東海眼科	津市羽所町 3 9 9 番地	228-8111
医療法人同心会 遠山病院	津市南新町 1 7 番 2 2 号	227-6171
医療法人 久居病院	津市戸木町 5 0 4 3 番地	255-2986
学校法人藤田学園 藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 4 2 4 番地 1	252-1555
三重県赤十字血液センター	津市桜橋二丁目 1 9 1 番地	229-3580
ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号	227-5585
医療法人社団壽康会 吉田クリニック	津市栗真中山町 7 9 番地 5	232-3001
医療法人愛誠会 若葉病院	津市南中央 2 8 番 1 3 号	227-0207

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

6 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しですので、国が接種順位と時期を公表し、順次接種していくこととなります。

接種順位の上位の者の具体的な範囲は次のとおりとします。

(1) 医療従事者等

新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等

(2) 高齢者

令和3年度中に65歳以上に達する者

ワクチンの供給量、時期、年齢等によって接種時期を細分化する可能性があります。

(3) 基礎疾患を有する者

ア 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態で、通院又は入院している者

(7) 慢性の呼吸器の病気

(1) 慢性の心臓病（高血圧を含む。）

(2) 慢性の腎臓病

(3) 慢性の肝臓病（肝硬変等）

(4) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

(5) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

(6) 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）

- (㌸) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- (㌹) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- (㌺) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- (㌻) 染色体異常
- (㌼) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- (㌽) 睡眠時無呼吸症候群

イ 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の者

- (4) 高齢者施設等の従事者

高齢者等が入所又は居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員

- (5) 60～64歳の者

ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う場合があります。

- (6) 上記以外の者

ワクチンの供給量、時期、年齢等によって接種時期を細分化する場合があります。

津市公告第 28 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 29 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定に係る道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

令和 3 年 3 月 8 日

3 指定道路の位置

津市戸木町字北興 7859 番 3、8086 番及び赤道の各筆の一部並びに
7858 番 2

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長

22.42 メートル

(2) 幅員

4.00 メートル

津市公告第 30 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
一志町 高野	横枕	1753番	1,143	1,143	農地	農業用施設 用地
芸濃町 棕本	大石	6533番	1,327	114	農地	農業用施設 用地

津市上下水道事業告示第 13 号

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について（平成 18 年津市水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 3 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

表中「株式会社第三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改め、「株式会社三重銀行」を削る。

津市上下水道事業告示第 14 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 3 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
アクア・サービス	津市緑が丘一丁目 12 番地 15	令和 8 年 9 月 29 日まで
津市水道指定事業者協同組合	津市殿村 121 番地 1	令和 8 年 9 月 29 日まで

津市上下水道事業公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より松阪都市計画、三雲都市計画及び嬉野都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

令和3年3月15日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

津市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和2年津市選挙管理委員会告示第11号は廃止する。

令和3年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,547人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37,891人 |
| 3 | 3分の1の数 | 75,781人 |

津市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

選挙期日 令和3年3月14日

津市選挙管理委員会告示第7号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

投票所 津市落合の郷管理棟

津市選挙管理委員会告示第8号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開
閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書き
の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

投票所を開く時間	午前7時
投票所を閉じる時間	午後7時

津市選挙管理委員会告示第9号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第10号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 選挙会の場所

津市落合の郷管理棟

2 選挙会の日時

令和3年3月14日午後7時30分から

ただし、無投票の場合の選挙会は、令和3年3月15日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第11号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 選挙長

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 小松 大演

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 咲子

津市選挙管理委員会告示第12号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 投票管理者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 実

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第13号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

場 所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第14号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	住所	氏名
3月10日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 実
3月11日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 実
3月12日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 実
3月13日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 実

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	住所	氏名
3月10日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
3月11日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
3月12日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代
3月13日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	落合 美智代

津市選挙管理委員会告示第15号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

令和3年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

支出金額の制限額 908,100円

津市選挙管理委員会告示第16号

令和3年3月14日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和3年3月15日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

住所	氏名
三重県津市芸濃町河内81番地	落 合 修
三重県津市芸濃町河内225番地	落 合 成 幸
三重県津市芸濃町河内1074番地	落 合 憲 行
三重県津市芸濃町河内842番地	落 合 公 広
三重県津市芸濃町河内1010番地	廣 田 淳 次
三重県津市芸濃町河内2637番地1	落 合 秀 夫

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月12日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和3年3月19日（金） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について
- (2) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について
- (3) 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
- (4) 津市立教育研究所の管理運営に関する規則の一部の改正について
- (5) 津市学校サポートセンター設置規程の一部の改正について
- (6) 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて
- (7) 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて